

○北杜市競争入札参加資格審査に係る市内業者及び準市内業者の認定基準

平成25年3月25日

告示第23号

(目的)

第1条 この告示は、北杜市財務規則（平成16年北杜市規則第50号）第181条第2項及び第190条の規定に基づく市内業者及び準市内業者（以下「市内業者等」という。）の認定に当たり、その認定基準を明確にするため、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市内業者 北杜市内（以下「市内」という。）に本店又は本社（以下「本店等」といい、建設工事にあつては、「主たる営業所」として建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）の規定により許可を受けていること。）を有する事業者をいう。ただし、事業主が北杜市（以下「市」という。）の住民基本台帳に登録されていない個人事業者を除く。

(2) 準市内業者 次のいずれかに該当する事業者をいう。

ア 市内に支店又は営業所（以下「支店等」といい、建設工事にあつては、法の規定により許可を受けた営業所であること。）を有し、当該営業所について入札参加資格を有する期間を通じて本店等から見積り、入札、契約の締結等について権限の委任を受ける委任状が市に提出され、かつ、委任事項について実態的な行為を行う事務所。

イ 事業主は市の住民基本台帳に登録されていないが、市内に本店等を有する個人事業者。

(認定要件)

第3条 市長は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件のすべてを満たす事業者を、市内業者等として認定するものとする。

(1) 市内業者の認定要件は、次のとおりとする。

ア 本店等において市との契約締結が完結できること。

イ 次の届出等がされていること。

(ア) 法人事業者にあつては、市内に有する本店等について法人登記されており、かつ、市に事業所開設届が提出されていること。

(イ) 個人事業者にあつては、市内に本店等を有し、事業主が市の住民基本台帳に登録されていること。

ウ 市に納付すべき市税に未納がないこと。

エ 事務所としての形態を整えていること。

(ア) 事務等を執り行える事務用什器及び事務用機器が備えられていること。

(イ) 事務所の所在を明らかにした看板又は表札が表示されていること。

オ 事務所には、営業活動が行い得る次の人的配置がなされていること。

(ア) 責任者が存在し、常駐していること。

(イ) 建設工事に登録する場合は、法の規定に基づき、登録工種に係る技術者が専任で配置されていること。

(2) 準市内業者の認定要件は、次のとおりとする。

ア 支店等において、市との契約締結が完結できること。ただし、事業主が市の住民基本台帳に登録されていない個人事業者にあつては、市内に有する本店等において、市との契約締結が完結できること。

イ 次の届出等がされていること。

(ア) 法人事業者にあつては、市内に有する支店等について市に事業所開設届が提出されていること。

(イ) 事業主が、市の住民基本台帳に登録のない個人事業者にあつては、市内に有する本店等について市に届出がされていること。

ウ 市に納付すべき市税に未納がないこと。

エ 事務所としての形態を整えていること。

(ア) 事務等を執り行える事務用什器及び事務用機器が備えられていること。

(イ) 事務所の所在を明らかにした看板又は表札が表示されていること。

オ 事務所には、営業活動が行い得る次の人的配置がなされていること。

(ア) 責任者が存在し、常駐していること。

(イ) 建設工事に登録する場合は、法の規定に基づき、登録工種に係る技術者が専任で配置されていること。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、支店等と認めないものとする。

(1) 配置人員が本店等又は他の支店等と兼務になっており、不在の状況が頻繁となっている場合

(2) 支店等の電話及びファクシミリが、本店等又は他の支店等に常時不在転送されている場合

(3) 配置人員が請負契約の見積り、入札、契約の締結等に係る実態的な行為を行っていないと認められる場合

(実態調査)

第4条 市長は、前条の認定要件を満たしているかを確認するため、必要に応じ、市内業者等に対し、事業所に係る調査票（別記様式。以下「調査票」という。）の提出を求めることができる。

2 市長は、提出を受けた調査票に基づき、当該事務所を訪問し、現場の確認や聞き取り等の現地調査を行うことができる。

(認定の取消し等)

第5条 市長は、前条の各項に基づく実態調査に協力しない者又は実態調査の結果、認定要件を満たしていないと認められる者について、市内業者等の認定を行わないものとする。この場合において、既に認定を受けている場合は、その認定を取り消すものとする。

2 市長は、前条第2項に規定する現地調査の結果、同条第1項の規定により提出した調査票の内容に虚偽が判明した場合は、建設工事にあつては北杜市建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成16年北杜市告示第47号。以下「指名停止要領」という。）別表第1—1（虚偽記載）に該当するものとして、建設工事以外にあつては指名停止要領に準拠し別表第1—1（虚偽記載）に該当するものとして、必要な措置を行うことができる。

(活用)

第6条 本要綱の認定結果は、一般競争入札の参加資格条件又は指名競争入札の指

名基準における営業所の所在地に関する条件として活用する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 市内業者及び準市内業者の登録のために必要な準備行為は、この告示の施行の日前においても、行うことができる。

別記様式（第4条関係）

年 月 日

北杜市長 殿

事業所に係る調査票

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

1. 事業所の配置人員名簿

役 職	氏 名	備 考

2. 添付書類

- (1) 案内図
- (2) 事業所の全景写真（看板や表札が写っているもの）
- (3) 事業所の内部写真（事務用什器・事務用機器が写っているもの）